

## 各国のトピックス

### '72年公的福祉 改正に伴なう諸問題

(アメリカ)



1972年10月に、連邦議会は公的福祉制度の改正法を成立せしめたにもかかわらず、その後もなお公的福祉制度をめぐる問題はいつこうに解決しそうにもない。

さらに10月改正法の受取り方はさまざま、一部をのぞいてほとんどのアメリカ国民は無関心の状態である。ここで現在もち上げている問題を次に紹介しよう。

#### 連邦補助金保留問題

ニクソン大統領は公的福祉制度に関して鋭く州と対立しそうだといわれている。というのは、被扶助者数の不必要な増加を抑えるた

め、大統領は、不正な申請者を行なった者に給付を支給した州には連邦資金の年最高4億5,600万ドルまでを与えないことにする、と州に脅迫しているからである。大統領は、要扶養児童のいる母親への扶助をうけている者と納税者との関係は、アメリカ社会で最も公平の原理に反するものだと指摘した。

これに対して州は「連邦政府がこの4年間に同制度を何等改善しなかったのに、わずかな期間でわれわれに何ができるというのだ」と反撃している。そして31州は前述の連邦資金を保留する措置に反対するために、ワシントンの法律会社と契約を結んだ。こんなこと

は稀な手段である。

また、連邦議会は貧困な老人、盲人、障害者のための公的扶助プログラムの大規模な改正法を制定した。今日、このプログラムは約330万人を扶助している。

改正法は若干の者に高い給付額をもたらし、これまでの不公平をなくそうとしている。同改正は1974年の初めに発効し、約600万人を対象とすることが見込まれている。

だが「公的福祉」を口にする多くのアメリカ国民は、要扶養児童のいる家庭への扶助プログラムのみを考えている。同プログラムはこれまでの議会審議の焦点となり、保守派は被扶助母親を就労させるための若干の措置の承認を要求し、一方進歩派は州によって変ることのない高い扶助額を要求してきた。とどのつまり、議会審議は行詰まり、思い切った大改革は実施できなかった。

ブロッキングス協会の Alice Rivlin 博士は、昨年連邦議会、とくに改正案が難航した上院において、今後も同様なデッドロックに合うだろうと指摘している。また同博士は、改正のための圧力が縮小するだろうとも

いている。

この理由の1つには、11月の大統領選挙の時公約されたような高い扶助額を要求する圧力は、被扶助者をのぞいて少しもなかったことがあげられる。議会の進歩派は、高い扶助額を規定する法律制定のための十分な大衆の支持を得ることは今後ますます困難になる。なお、最近では種々な理由を付して公的福祉の扶助額または人員を削減することに対する圧力以外の圧力はみられない。

別に被扶助者のここ7年間続いた急増は横ばいになったようである。1972会計年度は被扶助人口の増加は、最近5年間の増加中最も低い5%であった。現在実数は1,500万人ちよっとである。実際、1972年の4分の3期間中、ニューヨーク州は月約2,000人の減少となっている。(被扶助人口が急激に増加しはじめた1965年には、公的福祉制度にもとづく扶助を770万人がうけていた。その年間経費は53億ドルになる。現在では当該支出は年間185億ドルになる)。

この被扶助者数の増加の横ばいの理由として、Rivlin 博士は2つの事実をあげている。それは、公的福祉中最大のプログラム(要扶

養児童のいる家庭への扶助)にもとづく扶助対象者のほとんどが、現在カバーされていること、および各州はここ数か月に該当者名簿の整理のために最大の努力を払ったことである。

被扶助者数の大増加が終了したと思う者がいる一方、若干の者は徐々にではあるが被扶助者数は今後も上昇するだろうと見ている。上院の公的福祉制度改革論者である進歩的民主党議員の Abraham Ribicoff 上院議員の側近は、被扶助者数のパーセンテージは変わらずとも実数はアメリカの全人口の増加に伴ない徐々に増加するだろうと述べている。

上院財政委員会の参考資料において保健・教育・福祉省は、1973会計年度には1,160万人が要扶養児童をかかえた貧困家庭への扶助をうけたが、この数字は1974会計年度には1,260万人、1975会計年度には1,360万人、1976会計年度には1,470万人、1977会計年度には1,580万人に上昇するだろうと説明している。同時に同プログラムに必要な連邦負担金は、1973会計年度の39億ドルから1974会計年度には41億ドル、1975会計年度には44億ド

ル、1976会計年度には46億ドル、そして1977会計年度には49億ドルに上昇するだろうともつけ加えた。これらの説明はいままでの公的福祉制度改革論争に引用されている。

2年前、保健・教育・福祉省の社会・リハビリテーション部は、公的福祉プログラムの州管理の改正を狙いとした被扶助者の資格規制制度を開始した。1972年12月4日に、リチャードソン保健・教育・福祉長官は「公的扶助の行政を改革し、公的福祉プログラムに関する社会の信用を回復するための連邦政府の解決策」として提案された規則を発表した。

その規則とは、各州における扶助申請者が不適格で詐欺の申請を行なったと思われる場合に、保健・教育・福祉省は州に対する連邦補助金を保留するというものである。リチャードソン長官は、この規則は、扶助資格規制制度について最初の国家的結論がでたら実施されるだろうと語った。これに関するデータで、1972年3月現在で要扶養児童のいる家庭への扶助をうけている家庭の6.8%が不適格なものであり、被扶助者数の13.8%が不当に多額の扶助をうけており、また7.6%が不

当に低額の扶助をうけていた事実が判明している。

こうした不正に対処するため、連邦政府は州の行政を引き締め、扶助資格規制を実施し、1973年1月1日までに連邦資金の浪費を防ぐことを発表した。この措置に対する各州の福祉局長等の相次ぐ抗議にあって、保健・教育・福祉省は、直ちにこれらの措置を実施しないが、1973年4月1日までには実施するだろうと語った。

しかし若干の関係者達の間には、連邦政権の強化について州知事が反発しているのを、公的福祉の連邦補助金を保留するという脅迫を、連邦政府は結局引込めざるを得ないのではないかとみているむきもある。そして連邦補助金保留の根拠となった不正申請にもとづく連邦資金の浪費額が、連邦政府の公的福祉全予算の約5%にしかすぎぬことから、この措置を適当でないとみている。

### メデケイドの改正をめぐる問題

連邦議会が1972年中に行なった公的福祉制度の意義ある改革中、貧困者の医療に対する

扶助を規定する福祉プログラムの詳細について、一般にはほとんど知られていない。

若干の改正は、増大する関係支出を低下せしめ、プログラムの効果的な管理を増進させようとするものであった。別によりよい保健サービスの提供、ナーシング・ホームの基準の改善等が目的とされた。

連邦—州共同の貧困者扶助プログラムである医療扶助（メデケイド）は、1966年1月にわずかな州で初めて実施されてから今日まで驚くべき増大ぶりをみせている。

1972会計年度中、メデケイドは約2億600万人をカバーし、その全支出は84億ドルであった。今年度の支出は約100億ドルと見込まれている。

州および連邦政府はメデケイドの支出を共に負担しており、連邦は、各州の財政事情にもとづき、州によってそれぞれメデケイドの全支出の最高83%から最低50%までを負担している。総じて連邦政府は貧困な州には多くの補助金を支給し、豊かな州にはあまり支給しないようである。

各州はそれぞれのメデケイド・プログラム

を管理しており、現在ではアリゾナとアラスカ以外のすべての州がメデケイド・プログラムをもっている。アラスカは、目下、プログラムの連邦承認を得る手続中である。

メデケイドは2種類の貧困グループをカバーしている。1つは公的扶助の受給者グループであり、自動的に彼らは医師の報酬および病院費用を含む医療費をカバーするメデケイドの対象者となりうる。

他のグループはいわゆる「医療困窮者」と定義して27州がメデケイドを適用している者達である。

このプログラムは1967年から実施されたが、若干の州はいまだに実施していない。昨年連邦議会は、同プログラムをもっていない州に対する罰則を決めた。その内容は、メデケイド・プログラムを採用しない州は、要扶養児童のいる家庭への扶助にもとづく連邦補助金の1%を失うことになるというものである。

第2の重要な改正は、メデケイド・サービスを管理するためのコンピューター・サービスの経費の90%を連邦政府が提供しようとい

うことである。コンピューター・サービスによってデータを記録し、より迅速に医療費の支払いを行なうことが目的である。これでメデケイド・プログラムはより効果的に管理されるだろうと連邦当局は見込んでいる。

第3の改正は、メデケイドの対象者に提供される家族計画サービスの経費の90%を連邦政府が償還しようという点である。

さて1972年中に有権者から議会に要求された2つの改革は、貧困者の抗議をかきたてるかもしれない。1つは「医療困窮者（公的扶助の対象ではないが医療費の支払いにこと欠く者）」とみなされる者は、定期的に保険料を支払うことでメデケイドの経費を負担することに対する抗議である。保健・教育・福祉省は、この点についていまだに具体的な規則を検討していない。この理由として当局は、当該保険料は連邦資金の大きな支出を実質的に防ぐものにはならず、また彼らに保険料納入の経済的余裕がないだろうとみていることがあげられる。

抗議の対象となりうるもう1点は、メデケイド・サービスをうけている公的扶助の被扶

助者に、選択によって相当の金額を支払わせることを州に命じた点である。

この有料サービスには、民間のナーシング・サービス、歯科サービス、要指示薬サービス、クリニック・サービスおよび検眼サービスが含まれる。（医師の診療報酬や病院費用のような基本的なものは従来通り無料で継続される）。

だが、これについても連邦当局は、納税者の実質的な助けにはならないだろうとあまり期待していない。すべては今後の成行きにかかっている模様である。

*The Christian Science Monitor*, Dec. 29, 1972. Jan. 2, 1973

（藤田貴恵子 国立国会図書館）

## 社会改革（年金・保健・福祉） のための諸法案

（イギリス）



1972年10月30日にはじまったイギリス議会の新会期は「社会改革の会期」とよばれている。

今会期に提出を予定されている17法案のうち社会保障・保健・福祉に関する法案が少く

とも7法案をしめているからである。このうち、国民保険（いわゆる年金）の抜本的改革と称される「社会保障法案」*Social Security Bill*、国民保健サービス組織の再編成をめざす「国民保健サービス再組織法案」*National*